

市政記者各位

保育料認定事務における個人情報事故の発生について

下記のとおり個人情報の誤発送事案が発生しました。関係者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止を図ってまいります。

1 事案概要

認可外保育施設利用者の保育料認定にかかる現況届事務において、送付文書に別の個人情報(児童氏名、認定期間記載)を記載した文書を添付し、誤送付したものと。

令和6年10月17日(木)に、4世帯から別の子どもの名前が記載されている文書が同封されているとの連絡があり、書類の誤封入が判明したものと。

2 経緯

令和6年 10 月 15 日(火)

- ・ 福岡市から59世帯に現況届を送付

令和6年 10 月 17 日(木)

- ・ 現況届に同封されている文書に別人の名前が記載されているとの連絡が入り、確認したところ誤送付していることが判明。
- ・ 同日、送付した世帯に状況確認、謝罪のうえ、誤送付した書類を回収させていただく旨連絡。

3 誤送付した個人情報内容

児童名および認定期間

4 発生原因

認可外保育施設を利用する児童の保育料に係る現況届を送付する際に、個別の確認が必要だった対象者59人について、児童名等を記載した案内文書を同封したが、案内文書を作成した職員と発送作業を担った職員との間における事務伝達が適切になされていなかったことから、発送時のチェックが不十分となり今回の誤送付につながった。

5 再発防止策

文書を発送する際には、文書ごとに個人情報の有無や記載内容を確認し、複数人による封入時のチェックを徹底する。

【問い合わせ先】

こども未来局 運営支援課

担当 : 乗富(ノリトミ)

電話 : 092-711-4245